

新発田市教育委員会令和3年8月定例会 会議録

○ 議事日程

令和3年7月27日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 8月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第18号 新発田市学習用情報通信機器等の貸与に関する取扱要綱の制定について

議第19号 新発田市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について

議第20号 新発田市図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第21号 平成4年度使用中学校教科用図書の採択について

議第22号 教育委員会事務局職員の人事発令について

日程第5 その他

G I G Aスクールの現在の進捗状況について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長
関 川 直 委員（教育長職務代理者）
桑 原 ヒサ子 委員
笠 原 恭 子 委員
村 川 孝 子 委員

○ 説明のため出席した者

教育次長 鶴 卷 勝 則
教育総務課長 平 田 和 彦
教育企画課長 橋 本 隆 志
学校教育課長 小野沢 謙 一
学校教育課教育センター長
森 谷 優 子
文化行政課長 平 山 真
中央図書館長 庭 山 恵

生涯学習課長 井 浦 智 明
青少年健全育成センター所長兼児童センター所長
櫻 井 悦 子

○ 書 記

教育総務課補佐 井 浦 寿 典
教育総務課教育総務係長
杉 林 直 樹

○ 議 事

○工藤教育長

それでは、ただ今から教育委員会、令和3年8月定例会を開会いたします。
初めに日程第1、会議録署名委員の指名についてであります。村川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、日程第2、前回定例会会議録の承認についてお諮りいたします。既に送付しております会議録について、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

なければ承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全委員でありますので、前回定例会の会議録は承認されました。

○工藤教育長

次に、日程第3、教育長職務報告を行います。職務報告につきましては、既に送付しております教育長職務報告令和3年7月1日から令和3年7月21日分のとおり報告いたします。

○工藤教育長

ないようですので、「教育長職務報告について」報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、「教育長職務報告」は承認されました。

○工藤教育長

ここで、本日の議事進行についてお諮りいたします。日程第4、議事のうち「議第21号、令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」は、文部科学省の通知により、「教科用図書採択に当たっては、静ひつな採択環境を確保し、公正かつ適正な採択を行うため、適切な審議環境を確保しなければならない」とされていることから、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第4号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。また、「議第22号、教育委員会事務局職員の人事発令について」

は、人事案件のため非公開とします。つきましては、本日の議事進行は、公開である「議第18号」から「議第20号」の3議案を審議し、次に、先に日程第5「その他」及び、今後の日程の説明を受け、その後、非公開となる「議第21号」及び「議第22号」について審議することとしたいと考えております。

○工藤教育長 それではお諮りいたします。「議第21号」及び「議第22号」を非公開とすること、並びに、議事の進行について賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長 挙手全員でありますので、「議第21号」及び「議第22号」の議事を非公開とし、議事進行については今程御説明しましたとおり進めることといたします。

○工藤教育長 併せまして、もうひとつ、議第21号の教科用図書の採択に係る審議の公表についてお諮りいたします。教科用図書の採択は、8月31日までとされており、採択結果については、周知・公表することとされておりますことから、9月1日以降は、「採択結果」につきましては、「公開」とします。ただし、本委員会における「審議経過」については、各教科書発行者に不利益を及ぼす場合があることなども考慮し、9月1日以降も「非公開」として扱いたいと思います。ついては、9月1日以降は「採択結果のみ」を公開することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長 挙手全員でありますので、当議事は非公開とし、9月1日以降は「採択結果のみ」を公開することといたします。

○工藤教育長 それでは、審議に移ります。はじめに、「議第18号、新発田市学習用情報通信機器等の貸与に関する取扱要綱の制定について」、平田教育総務課長から説明をお願いします。

○平田教育総務課長 議第18号 新発田市学習用情報通信機器等の貸与に関する取扱要綱の制定について御説明いたします。議案1ページ、議案に係る資料も1ページです。それでは議案に係る資料を御覧ください。国のGIGAスクール構想に伴い整備しましたタブレット端末等の学習用情報通信機器につきましては、「新発田市GIGAスクール運用ガイドライン」に基づき、今年5月から教員向けの説明会を各学校で行い、一人一台端末の本格的な利用が始まったところでございます。また、文部科学省では、学校内での日常的なタブレット端末等の利活用を経て、児童生徒の学力及び学習意欲のさらなる向上を図るために家庭への持ち帰りが推奨されているところでございます。つきましては、児童生徒がタブレット端末等を家庭に持ち帰り使用することに関し、必要な事項を定めた「新発田市学習用情報機器等の貸与に関する取扱要綱」を新たに制定したいというものであります。制定内容は、タブレット端末等の家庭への持ち帰り及びモバイルWi-Fiルーター等の貸出しに関する手続きや取扱い等に必要な事項を定めたものでございます。説明は以上であります。よろしくお祈りいたします。

○工藤教育長

それではこの件につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○桑原委員

附則の表現についてです。議案書の5ページの附則に、「この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から実施した。」と過去形になっています。通常、過去に遡って実施する場合も現在形で書くように思うのですが。議案に係る資料ですと「公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。」と「適用」という言葉を使っており、ここの語意の選び方と過去形か現在形のどちらを使うかを確認していただければと思います。

○工藤教育長

今ほどの件について、平田教育総務課長お願いいたします。

○平田教育総務課長

確認して後ほど御報告させていただきます。

○工藤教育長

今ほど桑原委員の御質問については、後ほど確認して報告をお願いいたします。他に御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見・御質問がないようですので、先程の御指摘の部分は後ほど報告することとしまして、「議第18号、新発田市学習用情報通信機器等の貸与に関する取扱要綱の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第18号につきましては承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、「議第19号新発田市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」審議します。平山文化行政課長から説明をお願いします。

○平山文化行政課長

「議第19号新発田市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」御説明をいたします。議案書の13, 14ページ、議案に係る資料の2ページから6ページにかけて御覧ください。新発田市文化財保存事業費補助金は、市内に所在する指定文化財の維持、管理、修理等の事業に対し予算内の範囲において市が交付する補助金であります。補助金につきましては、交付の前年度に所有者に照会を行い、補助要望の内容を基に予算要求を実施しております。この補助要望額については、非常に高額になる場合があることや年度間の変動の幅が非常に大きいことが実情であります。市の財政は非常に厳しい状況にあり、補助金交付も含めて安定的で均衡のとれた文化財保護行政を進める必要があります。このことから、補助金額の上限を定めるとともに複数年にわたる事業も交付制限を設け、年度間の歳出の安定化を図るとともに年度内における他の事業とのバランスを目指すものであります。具

体的な内容といたしましては、補助金の上限を200万円にすること、それから保存修理事業等の一部事業につきましては、補助金交付を受けた場合、その年度から起算して4年度間は同一事業で補助金の交付が受けられないという内容となっております。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤教育長

それではこの件につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○桑原委員

議案に係る資料の5ページ目、改正後の第8条のアンダーラインが引いてある追加のところでは、200万円を上限として再度の交付を受ける場合は、4年を経過しなければならないという文言と、そのあとの但し書きのところに例外対象があります。どういうものが一度交付を受けたら4年を経過しなければならないのか。どういうものが例外にあたるのか、この違いを教えてください。

○工藤教育長

平山文化行政課長お願いいたします。

○平山文化行政課長

例外の代表的なものとしては台輪であります。台輪だけでなく有形民俗文化財につきましては、概ね毎年使用され、芸能発表等にも使用されることから都度修理が必要となることが想定されます。そのようなことから、有形民俗文化財を除かせていただいたところであります。

○桑原委員

もう一つ、確かに補助金の場合は財政上の問題と保存していく価値の問題の均衡があります。200万円以上の保存のための費用が必要であった場合、交付要件を満たすまで待たなければいけないとなると保存状態の維持に影響しないか心配です。例えば、200万円以上の維持費が必要な場合、単年度で200万円以内におさえて複数年にわたって交付を受けるようにはできないのでしょうか。

○平山文化行政課長

文化財の保存という視点で見た場合、やはり上限なく連続して補助金を受けられることが文化財保護行政上望ましいと考えます。この度、複数年連続して補助金を受けられない事業としましては、保存修理事業、防災施設・保存施設整備事業、環境保全・整備事業及び保護増殖事業で、この事業の中で有形民俗文化財は除かれます。しかも、伝承事業、公開事業、発掘調査事業については、複数年連続して補助金を受ける制限は設けてありません。以上のことから、制限を設けることによって一定程度の影響が出ることはやむを得ないことと考えておりますが、影響額を最小限に抑えた要綱であると考えております。

○桑原委員

4ページの第3条の(1)の1行目の有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、

天然記念物の保存事業までは例外で、防災施設から以降は今回の要綱が対象となるということですか。

○平山文化行政課長

第3条の(1)は、複数年連続して補助金を受けることができない対象となります。このうち、有形民俗文化財に係る事業については複数年連続して補助金を受けることができるということであり、(2)、(3)は元々制限がない事業であります。

○桑原委員

説明は理解しました。補助金を受ける方々は、(1)の分類について理解していただいているのでしょうか。

○平山文化行政課長

概ね承知していると感じています。また、来年度の予算要求もあるので、来年度の補助金の希望を照会する際、この度の制度改正についての周知文書をお出ししたいと考えております。

○工藤教育長

よろしいでしょうか。他に御意見・御質問がありますでしょうか。御意見・御質問がないようですので、「議第19号新発田市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第19号につきましては承認することに決しました。

○工藤教育長

次に、「議第20号、新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」審議します。庭山中央図書館長から説明をお願いします。

○庭山中央図書館長

それでは「議第20号新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご説明させていただきます。「議案書」の15、16ページ、「議案に係る資料」の7、8ページを御覧ください。加治川地区公民館の旧さくら苑への機能移転に伴い、加治川分館につきましても、加治川地区公民館と同様に、新たな公民館施設へ移転し、令和4年1月4日に分館を開館いたしますことから、令和4年1月4日付で分館の位置を「住田547番地1」から「住田501番地」に改めるものであります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○工藤教育長

それではこの件につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします

○工藤教育長

それではよろしいでしょうか。御意見・御質問がないようですので、「議第20

号新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第20号につきましては承認することに決しました。

○工藤教育長

それでは、ここで、日程第5「その他」に移ります。

ほかに、事務局から報告等がありますか。

森谷学校教育課教育センター長お願いします。

○森谷学校教育課教育センター長

G I G Aスクールの現在の進捗状況について、御報告させていただきたいと思えます。前回の教育委員会定例会で少しお話させていただきましたが、教職員を対象にした新発田市G I G Aスクール運用ガイドラインを用いての導入研修会は、5月24日から7月5日の日程ですべて終了しております。お手元の新発田市G I G Aスクール運用ガイドライン第1版の冊子を用いまして、教職員にルールの徹底ですとか使い方などを、G I G Aスクールサポーターである新潟ラインズの方から研修をしていただきました。教職員を対象とした導入研修会の際、13ページにございます別紙5、学習用タブレット端末等借用確認書を保護者の方に配付して回収してくださいというようなお話をさせていただいております。これは、校内でアイパットを使うことに同意いたしますというような書類でございます。学校では導入研修会后、タブレットにシールを貼ったり、管理台帳を作ったりといろいろ準備を進め、その後、保護者にこの学習用タブレット端末借用確認書を配付提出していただいているところです。続いて、7月16日付けでタブレットの活用についてというお知らせを出させていただきました。先ほどのものは、学校でタブレットを使うという同意でありましたが、今度は家でタブレットを使うことも同意しますという確認です。これは7ページにあります。この二つの同意書を同時に配付すれば良かったのですが、作業日程があわず、はじめに学校での使用の同意を取って、次に家庭でのタブレット使用の同意書を取るといった流れになりました。また、11ページ12ページをお開きください。モバイルWi-Fiルーター等の貸与について、希望する家庭はお出しくださいという文書も両面についております。現段階では、各校でモバイルルーターの集約がまとまっている学校とそうでない学校とありますが、同意書をすべて確認している状況であります。来年度からは一連の確認書を分冊にせず一体化して、保護者への同意書も一種類とする方向で進んでおります。

また、子どもたちのアイパットですが、アプリケーションは共通のものとしてグーグル以外に、小学校にはスクラッチを入れております。さらに3月末までのトライアルということで、本年度無料でロイロノートを導入しております。これは協働的な学びを促進するのに大変有効であると言われております。またもう一種類AI型学習教材キュビナというものを同様に3月末までトライアルとして入れております。これは、小学校中学校ともに5教科で、小学校1年生から中学校3年生までの学習内容がすべて入っております。例えば、4年生の子どもの場合であっても、戻って学習ができたり、あるいは進んで学習ができたりと個別最適な学びを促進することに有効であるということです。キュビナは、7月21日からすべての小中学

校で使えるようになっておりますが、まだ先生方がうまく使いこなせていない状況であるため、キュビナの使用に関する研修を7月30日から2日間、出版社であるコンパスという会社がリモートで研修を行う予定です。研修の参加は任意ですが、各学校にはぜひ研修を受講していただくよう話をさせていただきました。また、この2日の研修以外でも、毎週木曜日にYouTubeでキュビナの研修を行っているので学校に併せてお知らせしたところでございます。学校へは、タブレット等使用に関して不明な点があればその都度、また何回でも新潟ラインズに来校してもらうようお話をさせていただいておりますが、各学校で格差が生じることのないように9月は、教育委員会の方でそれぞれの小中学校へ日時を指定し、新潟ラインズを派遣することとしております。また、先生方にタブレット端末をどのように授業に活用していくかを研修するため、各小中学校に5千円の講師謝礼予算を配当し、授業づくり分野の研修サポートもおこなっているところでございます。以上、現状をお話しさせていただきました。

○工藤教育長

それではこの件につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○村川委員

大変短い期間で、さまざまなことがあったかと思えます。ただいまの説明で理解いたしました。新発田市も着々とタブレット端末の授業準備が進んでいることを実感しました。お疲れさまでした。お話の中で家庭向けに7月16日にお便りを出したと説明されたが、保護者ほぼ全員が同意したことによるのでしょうか。

○工藤教育長

森谷学校教育課教育センター長お願いします。

○森谷学校教育課教育センター長

教育委員会には、保護者の中で同意していない方がいるという話は入ってきておりません。現段階で確実に保護者がすべて同意したと報告はできませんが、保護者が同意をしないで困っているという報告も聞いておりません。

○村川委員

心配しましたのは、議案の取扱のところを見たときにシムカードは保護者が負担するとなっております。保護者負担があり、また、これまで学校から教具を貸し出すというような経験が学校現場ではありませんし、保護者も経験がありません。そういう意味で戸惑いがある御家庭もあるかと思えます。ここにも書かれているように、小学校1年生から中学校3年生まで全員に4万円位の機器を貸し出すことで破損の問題が生じます。その時は弁償という一言が要綱にあります。どこまで負担させるのか様々な問題があります。運用していく中で心配な面がありますが、保護者にしっかりと運用面を理解していただくよう対応の方よろしく申し上げます。

○工藤教育長

ありがとうございます。他に御意見はありますでしょうか。

○笠原委員

先日、お手紙をいただきまして同意書を出しました。お手紙には、タブレットなどの大事なルールが書かれており、私は大事なものなのでファイルに綴じて整理しました。しかし、一部の保護者は、わけがわからずお手紙を捨ててしまった方もおられます。例えば、学校のホームページや新発田市のホームページでタブレットの文書が掲載されていて見られるとかはできるのでしょうか。大事な時に読み返せる手立てはあるかをお聞きます。

○工藤教育長

森谷学校教育課教育センター長お願いします。

○森谷学校教育課教育センター長

御意見ありがとうございます。タブレットのルールにつきましては、子どもたちが持っているタブレットに入力する方向で新潟ラインズと進めております。また先ほど村川委員からもいただいた破損した場合の運用面については、教育総務課と連携して対処していきたいと思います。

○工藤教育長

ありがとうございます。実際、タブレットを家庭へ持ち帰るは9月からとなっております。今は、ルール確認、教職員の研修を行っております。今ほど村川委員、笠原委員からいただいた御意見は重要なことでありますので、今後運用するにあたっては意見を十分汲み取っていただきたいと思います。他に御意見ございますでしょうか。

○桑原委員

個人の所有のタブレットを学校でも使うことが可能なのでしょうか。

○工藤教育長

森谷学校教育課教育センター長お願いします。

○森谷学校教育課教育センター長

個人の所有のタブレットは、使用することはできません。

○工藤教育長

セキュリティーの面で規制がかかっていますので、個人のを簡単につなげることはできません。市から貸与されたタブレットは、委員会の手続きを踏めばアプリケーションを入れることは可能です。他に御質問はありますか。

○村川委員

学校内とか決められた空間でしか使用できないのか。例えば、子どもたちがロイロノートを持って校外へ見学に出たときに、その場で仕入れた情報をタブレットで調べたりとか、その場で加工したりとかはできないのでしょうか。

○工藤教育長

森谷学校教育課教育センター長お願いします。

○森谷学校教育課教育センター長

学校の配当予算でポケット Wi-Fi を購入して校外学習に活用している学校もあります。校外の対応も可能であります。また、先生方に貸与したタブレットに使いたいアプリケーションを入れたい場合は、学校からの申し出を受けてから新潟ライズを通して先生方の貸与タブレットに入れるルールで行うこととなっております。

○工藤教育長

新たな学習用具という考えでタブレットを使っていますが、いろいろな課題が出てくると思います。ひとつひとつ丁寧に解決していきたいと思います。また先進地での情報をいただくとタブレットを落としたとか割ったとかという事案は頻繁に起こっているとのことであります。特に小学生は多いということですので、これからいろいろな事を想定し森谷学校教育課教育センター長が学校と連絡を取りながら教育総務課と連携してタブレット端末の運用をやっていきたいと思います。他に御意見ありますでしょうか。要望でも結構でございます。

○村川委員

子どもたちには、壊れるとか気にしないで自由にいろいろなところでタブレットを使わせたいと考えます。小さい子どもたちには、特に感じます。子どもたちが破損等気にしないで使用できるよう、また先生方にも同様に指導できる教育環境であってほしいです。要望でございます。

○森谷学校教育課教育センター長

御意見ありがとうございます。村川委員の御意見に同感であります。先生方にはタブレットをどんどん活用していただきたいと思っておりますし、先生方にも伝えていきたいと思っております。タブレットを使い始めると子どもたちはいろんなことをすると思っておりますし、いろいろな事例が出てくると思っております。その時は指導のチャンスと捉えています。子どもたちが間違った使い方をした時こそ、本質を問うて考えさせて何のためにタブレットがあるのかというところを考えるいいチャンスだと先生方に投げかけていきたいと思っております。

○工藤教育長

次に、関川教育長職務代理者はいかがでしょうか。

○関川教育長職務代理者

今私が心配したことを、委員の方々が語られておりますのでその通りだと思って聞いておりました。現場の声、家庭の声をどう汲み上げてタブレット運用がスムーズに進んでいくのかを注目していきたいと思っております。

○工藤教育長

ありがとうございました。たくさんの貴重な御意見をいただきましたので教育委

員会事務局で対応していきたいと思います。この件についてはほかにありますでしょうか。なければ事務局の方で何かございますか。平山文化行政課長どうぞ。

○平山文化行政課長

訂正を一点お願いいたします。先ほど議案の説明の中で、桑原委員の質問がありました。議案に係る資料の4、5ページでございます。5ページの右下の第8条の説明で、有形民俗文化財が除かれるという説明の中で有形民俗文化財に関する事業のうち保存修理事業のみ除かれるというふうにお答えすればよかったところを、有形民俗文化財に係る他の事業も除かれているようにお答えしました。以上訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○工藤教育長

桑原委員よろしいでしょうか。

○桑原委員

はい。

○工藤教育長

そのほか事務局からございますか。それでは、委員の皆様から御意見ありますでしょうか。なければ今後の日程について平田教育総務課長から説明をお願いいたします。

○平田教育総務課長

それでは今後の日程について御説明させていただきます。網掛けしたものが新たに追加した日程でございます。10月15日でございますが、三市北蒲原郡教育委員会連合協議会研修会を予定しております。会場は新発田市カルチャーセンターとイクネスしばたとなっておりますが、カルチャーセンターの方で同日、市展50周年ということでのイベントがございます。また市民茶会の社中によります呈茶ということもございまして、阿賀北の三市と聖籠町の教育委員の皆さんにも御覧いただきながら、そのあとイクネスしばたに移っていただいて講演会を行う予定で進めております。あと、2月1日の定例教育委員会を追加させていただきました。それと、学校訪問に関しまして、お手元に詳細案内を封筒に入れ用意させていただきましたのでよろしく願いいたします。以上です。

○工藤教育長

この件に関しまして、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。今後予定については、説明のとおりでございますのでよろしく願いいたします。次に、「議第21号、令和4年度使用中学校教科用図書採択について」審議します。議第21号及び議第22号の審議につきましては、先程、非公開とすることについて承認をいただきましたので、説明員である小野沢教育課長、森谷主任参事以外の職員につきましては退席願います。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき審議内容は会議録に記載しない。

○工藤教育長

次に、議第22号の審議に移ります。説明員である鶴巻教育次長のみ出席を許可します。それ以外の職員は退席願います。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき審議内容は会議録に記載しない。

○工藤教育長

議第22号に関する議事が終了しましたので、非公開を解きます。
その他、事務局から何かありましたらよろしく願います。
平田教育総務課長よろしく願います。

○平田教育総務課長

先ほど、「議第18号新発田市学習用情報通信機器等の貸与に関する取扱要綱の制定について」桑原委員から御質問をいただきました。附則に関する部分の件でございますけれども、要綱に関しましては、すでに実施しております。不利益が生じない場合は、このような形で実施したという過去形を使って表記するというところでございます。説明資料の方は、適用するという言葉を使っておりましたが、用語の誤りでございました。用語に関しては、要綱の場合は実施という言葉を使い、規則の場合は適用という言葉を使うという使い分けをしております。混同しており、誠に申し訳ございませんでした。以上です。

○工藤教育長

桑原委員、よろしいでしょうか。

○桑原委員

ありがとうございました。

○工藤教育長

ほかに事務局からありますか。ないようですので、それでは以上で、教育委員会令和3年8月定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉 会

令和3年9月7日

新発田市教育委員会教育長

委 員